第３１号の５様式(第３６条関係)

景観整備機構業務内容変更届出書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日   |  |  | | --- | --- | | 相模原市長　あて |  | | 届 出 者 | 法人の住所(事務所の所在地)  法人の名称  代表者氏名  電話番号 |   景観整備機構の業務内容を変更するので、次のとおり届け出ます。 | | | |
| 指定通知年月日  指令番号 | 年　　月　　日　　相模原市指令(　　)第　　号 | | |
| 業務変更  予定年月日 | 年　　月　　日 | | |
| 景観整備機構  としての業務  (景観法第９３条） | 変更前 | | 変更後 |
| □ 第１号 | 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 | □ |
| □ 第２号 | 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 | □ |
| □ 第３号 | 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 | □ |
| □ 第４号 | 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 | □ |
| □ 第５号 | 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 | □ |
| □ 第６号 | 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 | □ |
| □ 第７号 | 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 | □ |
| 変更の理由 |  | | |

備考

景観整備機構としての業務の欄は、該当する□にチェックしてください。